## 議案第60号

# 守口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案

守口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を、次のように制定する。

令和元年12月6日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

### 守口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

#### 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与(第3条-第18条)
- 第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与(第19条-第29条)
- 第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償(第30条・第31条)
- 第5章 雑則(第32条-第36条)

附則

#### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。

(給与の種類)

- 第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の給与は、給料、地域手当、 通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。
- 2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の給与は、報酬及び期末手当とする。
  - 第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与

(給料表)

- 第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、職員の給与に関する条例(昭和38年守口市条例第26号。以下「給与条例」 という。)別表第1の規定を準用する。
- 2 前項の規定により準用する給与条例別表第1の職務の級の範囲は、1級及び2級とする。 (職務の級)
- 第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを前条の規定において準用する給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表に定める級別基準職務表に定め

るとおりとする。

(号給)

- **第5条** フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い決定する。 (給料の支給)
- 第6条 給与条例第8条(第4項を除く。)の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第5項中「前3項」とあるのは「第2項及び第3項」と、「週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と、同条第6項中「前5項」とあるのは「第1項から第3項まで及び前項」と読み替えるものとする。

(地域手当)

- 第7条 給与条例第12条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員の地域手当について準用する。 (通勤手当)
- 第8条 給与条例第13条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当について準用する。 (特殊勤務手当)
- 第9条 給与条例第14条第1項及び職員の特殊勤務手当に関する条例(平成26年守口市条例第26号。以下「特殊勤務手当条例」という。)の規定は、フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当について準用する。 (超過勤務手当)
- 第10条 給与条例第15条第1項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の超過勤務手当について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間を超えて勤務する」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務する」と、「第22条」とあるのは「守口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年守口市条例第 号)第16条」と、同条第3項中「勤務時間条例第2条第6項の規定により、あらかじめ同条第3項、第4項又は第5項により割り振られた1週間の正規の勤務時間」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間」と、「第22条」とあるのは「守口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第16条」と読み替えるものとする。

(休日勤務手当)

第11条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当について準用する。この場合において、同条第2項中「正規の勤務時間中」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この項において「正規の勤務時間」という。)中」と、同条第3項中「第22条」とあるのは「守口市会計年度任用職員の給与及び費

用弁償に関する条例(令和元年守口市条例第 号)第16条」と読み替えるものとする。 (夜間勤務手当)

第12条 給与条例第17条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、同条第2項中「第22条」とあるのは「守口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年守口市条例第 号)第16条」と読み替えるものとする。

(宿日直手当)

第13条 給与条例第18条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当について準用する。この場合において、同条第3項中「第15条、第16条及び前条」とあるのは、「守口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年守口市条例第 号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)第10条において準用する第15条第1項及び第3項、会計年度任用職員給与条例第11条において準用する第16条及び会計年度任用職員給与条例第12条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(期末手当)

- 第14条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当について 準用する。
- 2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6 月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度内において、前項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(退職手当)

第15条 フルタイム会計年度任用職員の退職手当については、職員の退職手当に関する条例(昭和38年守口市条例第27号) の定めるところによる。

(勤務1時間当たりの給与額)

第16条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フ

ルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから、規則で定める時間を減じたもので除した額とする。

(給与の減額)

第17条 給与条例第23条の規定は、フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときの給与の減額について準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは「守口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年守口市条例第一号)第16条」と読み替えるものとする。

(端数計算)

- 第18条 第7条において準用する給与条例第12条の2第2項に規定する地域手当の月額、第14条において準用する給与条例 第19条第2項に規定する期末手当基礎額及び第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額 に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
  - 第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与

(報酬)

第19条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、基本報酬、特殊勤務に係る報酬、超過勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬及び夜間勤務に係る報酬とする。

(基本報酬)

- 第20条 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額に当該パートタイム会計年度 任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(平成3年守 口市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未 満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 2 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 3 時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が 勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、第3条から第5条までの規定を適用して得た額 に、当該額の100分の16を乗じて得た額を加算した額とする。

(特殊勤務に係る報酬)

第21条 パートタイム会計年度任用職員が特殊勤務手当条例第2条に規定する特殊勤務手当に該当する業務に従事したと きは、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

(超過勤務に係る報酬)

- 第22条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に 勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、 超過勤務に係る報酬を支給する。
- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務 1 時間につき、第27条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間45分に達するまでの間の勤務については、第27条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。
  - (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務
  - (2) 前号に規定する勤務以外の勤務
- 3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

(休日勤務に係る報酬)

- 第23条 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。
- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の

150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないことと されたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。
- 4 第1項及び前項の「休日」とは、給与条例第16条第4項に規定する休日をいう。 (夜間勤務に係る報酬)
- 第24条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度 任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。
- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(端数計算)

- 第25条 次条において準用する給与条例第19条第2項に規定する期末手当基礎額及び第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (期末手当)
- 第26条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの 勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)の期末手当について準用する。こ の場合において、給与条例第19条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又 は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」と あるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。
- 2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(勤務1時間当たりの報酬額)

- 第27条 勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 月額による報酬 第20条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用 職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから、規則で定める時間を減じたもので除した 額とする。
  - (2) 日額による報酬 第20条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
  - (3) 時間額による報酬 第20条第3項の規定により計算して得た額 (報酬の減額)
- 第28条 パートタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合のほか、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額を減額した基本報酬を支給する。 (報酬の支給)
- 第29条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める日に支給する。
- 2 日額又は時間額により基本報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間 に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により基本報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から報酬を支給する。ただし、当該パートタイム会計年度任用職員が退職したとき、又は死亡したときの基本報酬の支給については、給与条例の例による。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を 差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
  - 第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償

(通勤に係る費用弁償)

- 第30条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第13条第1項各号に掲げる通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤 に係る費用弁償を支給する。
- 2 通勤に係る費用弁償については、給与条例第2条に規定する職員の通勤手当の例による。 (公務のための旅行に係る費用弁償)
- 第31条 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、公務のための旅行に係る費用弁償を支給する。

2 公務のための旅行に係る費用弁償については、守口市旅費支給条例(昭和42年守口市条例第13号)の適用を受ける職員の旅費の例による。

## 第5章 雜則

(休職者の給与)

- 第32条 法第28条第2項の規定により休職にされた会計年度任用職員には、いかなる給与も支給しない。 (口座振替)
- 第33条 給与及び費用弁償は、会計年度任用職員の申出により、口座振替の方法により支給することができる。 (給与からの控除)
- 第34条 給与条例第8条の2の規定は、会計年度任用職員について準用する。 (会計年度任用職員の給与の特例)
- 第35条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、市長が別に定めるものとする。 (委任)
- 第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### 別表 (第4条関係)

級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
2級	相当の知識又は経験を必要とする職務